

小規模企業共済・経営セーフティ共済 の年内手続きについて

**小規模企業共済・経営セーフティ共済
の加入、変更などの手続きについて、武
蔵野商工会議所「窓口」での対応は、
年内は令和6年12月20日(金)までと
させていただきます。**

**それ以降は、年明け令和7年1月から
の窓口対応となりますので、ご理解ご協
力をお願いします。**